平成 20 年５月９日

各　位

会社名　　日清オイリオグループ株式会社
代表者名　　取締役社長　大 込　一 男
（コード番号　２６０２　東証・大証第１部）
問合せ先　　専務取締役　今 村　隆 郎
（TEL　　０３－３２０６－５０３２）

当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の導入に関するお知らせ

当社は、平成 20 年５月９日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第２号ロに定義されるものをいいます）の一つとして、下記のとおり、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本プラン」といいます）を導入することに関して決議を行い、あわせて本プランに関する定款変更議案（詳細については下記３をご参照ください）及び本プランの導入に関する承認議案を平成 20 年６月 26 日開催予定の当社第 136 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に提出することを決定しましたのでお知らせいたします。

本プランの導入については、当社取締役全員が賛成しており、また、社外監査役３名を含む当社監査役全員も具体的運用が適正に行われることを条件として、本プラン導入に同意する旨の意見を述べております。

本プランは、本定時株主総会において上記定款変更議案及び上記承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

なお、法律並びにそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものといたします。

記

１．基本方針について

(1) 当社の企業価値の源泉について

当社は、明治 40 年の創立以来 100 年以上に亘り、製油業界のリーディングカンパニーとして“植物のチカラ”を活かした多彩な商品を提供し、食卓を通して人々の栄養改善や健康の維持・向上

に取り組み、社会の皆様から高い信頼とご支持をいただいてまいりました。

特に食用油の分野では、「日清キャノーラ油」等のプレミアムオイルをはじめ、永年ご愛顧いただいております「日清サラダ油」や「ＢＯＳＣＯオリーブオイル」、「日清純正ごま油」、さらには当社独自のエステル交換技術により“中鎖脂肪酸”の機能を初めて食用油に活かした特定保健用食品「ヘルシーリセッタ」を発売し、国内の家庭用市場ではトップシェアを維持しております。その他、健康オイルを使用したドレッシング等の加工食品や生活習慣病対応食品、栄養調整食品等「健康」をキーワードにした食品、化粧品原料を中心としたファインケミカル商品等、幅広い分野で事業を展開しております。

また、当社は、株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダー（利害関係者）にとって存在価値のある企業として、「おいしさ・健康・美」の追求をコアコンセプトに、永年培ってまいりました食に関わる技術をベースとした新たな価値を創造・提案することによって、人々の幸せを実現するとともに、社会・経済の発展に貢献し続けていくことを使命としております。さらに、当社の全ての役員・従業員が、強い責任感を持って地球環境問題への取組みや社会貢献等のＣＳＲ（企業の社会的責任）活動を推進するとともに、社会の一員として関係法令等を遵守し、社会倫理・通念に適合した責任ある行動を徹底しております。こうした企業活動を積み重ねていくことにより日清オイリオブランドをさらに強固なものとし、株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼とご支持を得ながら、中長期的な視点に基づく企業価値の最大化に努めております。

食用油は、皆様の毎日の生活に欠かすことのできないものであります。当社は、安全で、かつ皆様が安心してお使いいただけるような高品質の食用油を安定的に提供し続けるという責務を負っており、当社にはそのための事業体制を構築し維持することが求められております。こうしたことから、当社の経営にあたっては、製油業に関する広範な知識と豊富な経験、蓄積された高い技術力、創立以来 100 年以上の永きに亘って培ってきた株主の皆様をはじめとするあらゆるステークホルダーからの信頼とご支援が不可欠であり、これらが当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の源泉であると考えております。

(2) 当社グループの企業価値・株主の皆様共同の利益の確保・向上に向けた取組みについて

(a) 10ヵ年経営基本構想「ＧＲＯＷＴＨ 10」

当社並びにその子会社及び関連会社（以下「当社グループ」といいます）は平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 ヵ年経営基本構想『ＧＲＯＷＴＨ 10～「“植物のチカラ”を新たな価値へ成長 10 年構想～」を策定し、“植物のチカラ”で新たな価値を創造し続ける国際的な企業グループを目指して次の５つの目標を掲げ、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上に努めています。

①“植物のチカラ”を独創的な技術で具現化

“植物のチカラ”を独創的な技術で新たな価値に変える企業グループを目指します。

②海外売上高比率３割以上の国際企業への飛躍

グローバルな視野で事業・ブランドを展開することにより海外売上比率３割以上の国際的な企業グループを目指します。

③ＣＳＲ活動による社会・環境への貢献

社会・環境への誠実な貢献を通じて厚い信頼と高い評価を得る企業グループを目指します。

④あらゆる場での絶え間ない革新

あらゆる場で絶え間ない挑戦と革新を続ける強い意志、風土をもつ企業グループを目指します。

⑤高い収益構造の獲得

高い収益構造を有する企業グループを目指します。

この 10 ヵ年の経営基本構想のうち、平成 22 年度までの最初の４年間を中期経営計画「ＧＲＯＷＴＨ 10 フェーズⅠ」とし、安定した収益構造と独創的な技術を有した食品企業グループの実現を目指し、国際的な企業グループへの飛躍のための基盤づくりに努めてまいります。

(b) コーポレートガバナンスの強化

当社は、社会の皆様から一層の期待と信頼をいただくために、健全で透明性の高い経営を目指し、コーポレートガバナンスの強化を経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

当社の取締役会は社外取締役３名を含む 18 名で構成され、法令で定められた事項及び経営上の重要事項を審議・決定しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、執行役員は取締役から業務執行権限を委譲され、取締役会の方針に則り、取締役の了解のもとで業務執行に携わっております。監査役会は社外監査役３名を含む４名で構成され、監査役は取締役会やその他重要な会議への出席、業務及び財産の状況調査等を通じて、取締役・執行役員の業務執行を監査しております。

こうした経営体制のもとで、内部統制システムの構築、リスクマネジメント委員会やコーポレートガバナンス協議会の設置及び企業倫理ホットラインの設置等の具体的な施策を推進しております。

(3) 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値の源泉が、以上で述べてまいりましたような当社グループが明治 40 年の創立以来 100 年以上の永きに亘って培ってきた経営資源に存することに鑑み、特定の者又はグループが当社の議決権の 20%以上の議決権を有する株式を取得することにより、このような当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれが存する場合には、かかる特定の者又はグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるとして、法令等及び定款によって許容される限度において当社グループの企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたします。

２．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）について

(1) 本プラン導入の目的について

当社は、上記１記載の基本方針に基づき、当社の総議決権の 20%以上の議決権を有する株式（以下「支配株式」といいます）の取得を目指す者及びそのグループの者（以下「買収者等」といいます）に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、買収者等に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者等に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社固有の事業特性や当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、買収者等による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、買収者等から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくために、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報及び当該買収者等による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会によるそれを受けた新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

従いまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、上記１の基本方針を踏まえ、大規模買付行為（下記(2)(a)に定義されます。以下同じとします）を行おうとし、又は現に行っている者（以下「大規模買付者」といいます）に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・検討のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記(2)(e)に定義されます。以下同じとします）の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者（具体的には当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等をいい、以下「例外事由該当者」といいます）によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、本プランの導入を決定いたしました。

なお、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為の兆候があるとの認識はございません。

また、平成 20 年３月 31 日現在における当社の大株主の状況は、「大株主の状況」（別紙 1）のとおりです。

(2) 本プランの内容について

本プランに関する手続の流れの概要をまとめたフローチャートは（別紙 2）のとおりですが、本プランの具体的内容は以下のとおりです。

(a) 対抗措置発動の対象となる大規模買付行為の定義

次の①から③のいずれかに該当する行為（ただし、当社取締役会が予め承認をした行為を除きます）若しくはその可能性のある行為（以下「大規模買付行為」と総称します）がなされ、又はなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

① 当社が発行者である株券等（注 1）に関する当社の特定の株主の株券等保有割合（注 2）が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 3）

② 当社が発行者である株券等（注 4）に関する当社の特定の株主の株券等所有割合（注 5）とその特別関係者（注 6）の株券等所有割合との合計が 20%以上となる当該株券等の買付けその他の取得（注 7）

③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（注 8）に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注 9）を樹立する行為（注 10）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となるような場合に限ります）

（注 1） 金融商品取引法第 27 条の 23 第１項に定義される株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 2） 金融商品取引法第 27 条の 23 第４項に定義される株券等保有割合をいいます。以下同じとしますが、かかる株券等保有割合の計算上、(i)同法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者、並びに(ii)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに大規模買付者の公開買付代理人及び主幹事証券会社（以下「契約金融機関等」と総称します）は、本プランにおいては大規模買付者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注 3） 売買その他の契約に基づく株券等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第 14 条の６に規定される各取引を行うことを含みます。

（注 4） 金融商品取引法第 27 条の２第１項に定義される株券等をいいます。以下本②において同じとします。

（注 5） 金融商品取引法第 27 条の２第８項に定義される株券等所有割合をいいます。以下同じとします。なお、かかる株券等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。

（注 6） 金融商品取引法第 27 条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては大規模買付者の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。

（注 7） 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第６条第２項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。

（注 8） 金融商品取引法第 27 条の 23 第５項に定義される共同保有者をいいます。以下同じ

とします。

（注 9） 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係等の形成や、当該大規模買付者及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

（注 10） 上記③所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、当該③の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(b) 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本プランに定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます）を遵守することを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名押印のなされた書面及び当該署名又は押印を行った代表者の資格証明書（以下これらをあわせて「意向表明書」といいます）を当社取締役社長宛に提出していただきます。当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に提出いたします。

意向表明書には、法令等及び大規模買付ルールを遵守する旨の誓約のほか、大規模買付者の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図する大規模買付行為の概要等も明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

当社は、大規模買付者から意向表明書が提出された場合、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 大規模買付者に対する情報提供要求

大規模買付者には、当社取締役会が意向表明書を受領した日から 10 営業日以内に、当社取締役会に対して、次の①から⑬までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します）を提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを独立委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会が、大規模買付者から当初提供を受けた情報だけでは、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び独立委員会が当該大規模買付行為に対する賛否の意見を形成して（以下「意見形成」といいます）、又は代替案を立案して（以下「代替案立案」といいます）株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び合理的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び独立委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加情報の提供を随時大規模買付者に対して要求することができるものとします。ただし、この場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合には、当社は、その旨を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。さらに、当社は、当社取締役会の決定に従い、大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。ただし、当社取締役会は、かかる判断及び決定にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

① 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者及び重要な子会社・関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資にかかる事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接・間接を問いません）その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じとします）の概要（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、役員の氏名及び略歴・過去における法令等への違反行為の有無（ただし、交通反則金処分及び軽犯罪を除きます）、並びに当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験及び今後の競業可能性等の詳細に関する情報を含みます）

② 大規模買付者及びそのグループの内部統制システムの具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況

③ 大規模買付行為の目的（なお、支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為の後における当社の株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第 27 条の 26 第 1 項に定義される重要提案行為等をいいます。以下同じとします）を行うことその他の目的がある場合には、その旨及び概要を含みます。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます）、方法及び内容（大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類及び数、大規模買付行為の対価の種類及び価額、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為及び関連する取引の実現可能性、大規模買付行為完了後に当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます）

④ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、又は大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性及び時期、並びにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報

⑤ 大規模買付者及びそのグループが現に保有する当社の株券等の数、及び意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況（相対による取得の場合にはその取得の相手方の名称も含みます）

⑥ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じとします）の有無及び意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容

⑦　大規模買付行為にかかる買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定期間と当該算定期間に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます）

⑧　大規模買付行為にかかる買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接・間接を問いません）を含みます）の具体的名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件及び資金提供後の担保・誓約事項の有無及び内容（大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定している当社の株券等に関して担保契約その他の合意を第三者との間で行うことを予定している場合には、当該合意の種類、相手方、対象となっている株券等の数量及びその他重要な条項にかかる具体的内容を含みます）並びに関連する具体的取引の内容を含みます）

⑨　大規模買付行為の完了後に意図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為の完了後に派遣を予定している取締役又は監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、大規模買付行為のために投下した資本の回収方針、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます）その他大規模買付行為完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、当社工場・生産設備等が所在する地方公共団体その他の当社にかかる利害関係者の処遇方針

⑩　大規模買付行為に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、資格を有する弁護士による意見書をあわせて提出していただきます）

⑪　大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

⑫　反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません）及びこれらに対する対処方針

⑬　その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として 10 営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(d)　取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者が開示した大規模買付行為の内容に応じた下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を当社が開示した日の翌日から起算します）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として設定します。

大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、かかる取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

① 対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：60 日間

② ①を除く大規模買付行為が行われる場合：90 日間

大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が判断した旨を開示するにあたり、当社は、取締役会評価期間として上記①又は②の期間のいずれが適用されるかについて、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者から提供された大規模買付情報に基づき、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から企図されている大規模買付行為に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会が評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うにあたっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得るものとします。かかる費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に下記(f)ア記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、独立委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最大 30 日間（当初の取締役会評価期間の満了日の翌日から起算します）延長することができるものとします（なお、さらなる期間の延長を行う場合においても同様とします）。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(e) 独立委員会の設置

当社は、本プランの導入にあたり、その発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、社外取締役及び社外監査役（それらの補欠者を含みます）並びに社外有識者の中の３名以上から構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます）を設置します。

独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際し要した費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

本プランの導入当初における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は（別紙 3）のとおりです。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、委員に事故あるとき、その他やむを得ない事情があるときは、委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(f) 独立委員会の勧告及び当社取締役会による決議

ア　独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③に定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する勧告を行うものとします。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後５営業日以内に当該違反が是正されない場合には、独立委員会は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。かかる勧告がなされた場合、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

なお、独立委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の勧告を当社取締役会に対して行うことができるものとします。かかる再勧告が行われた場合も、当社は、独立委員会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、独立委員会は、当該大規模買付者が次の(ｱ)から(ｻ)までのいずれかの事情を有していると認められる者である場合には、当社取締役会に対して、かかる大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

(ｱ) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(ｲ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることにある場合

(ｳ) 当社の会社経営を支配した後に、当社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合

(ｴ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高価売り抜けをする点にある場合

(ｵ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものである場合

(ｶ) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合

(ｷ) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買付け（第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの）、部分的公開買付け（当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする公開買付け）等に代表される、構造上株主の皆様の判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合

(ｸ) 大規模買付者による支配権取得により、株主の皆様はもとより、顧客、従業員その他の当社の利害関係者の利益を含む当社の企業価値の著しい毀損が予想されたり、当社の企業価値の確保及び向上を著しく妨げ、又は当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な顧客、従業員その他の当社の利害関係者との関係若しくはブランド価値、企業文化を破壊するおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合、又は大規模買付者が支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合

(ｹ) 大規模買付者による支配権取得の事実それ自体が、当社の重要な取引先を喪失させる等、当社の企業価値を著しく毀損するものである場合

(ｺ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

(ｻ) その他(ｱ)から(ｺ)に準ずる場合で、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

③ 独立委員会によるその他の勧告等

独立委員会は、当社取締役会に対して、上記のほか、適宜当社企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から適切と思われる内容の勧告や一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行うことができるものとします。

なお、かかる勧告に関する開示手続やその後の再勧告に関する手続は、上記①に準じるものとします。

イ　当社取締役会による決議

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動又は中止その他必要な決議を行うものとします。なお、独立委員会から対抗措置不発動又は発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがあると合理的に判断される等の事情があると認める場合には、独立委員会の勧告とは異なる決議を行います。

かかる決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(g) 大規模買付情報の変更

上記(c)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会が大規模買付者によって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、その旨及びその理由その他適切と認められる情報を、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為（以下「変更前大規模買付行為」といいます）について進めてきた本プランに基づく手続は中止され、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為を変更前大規模買付行為とは別個の大規模買付行為として取り扱い、本プランに基づく手続が改めて適用されるものとします。ただし、当社取締役会は、かかる判断にあたって、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(h) 対抗措置の具体的内容

当社が本プランに基づき必要かつ相当と認められる範囲において発動する大規模買付行為に対する対抗措置は、原則として、会社法第 277 条以下に規定される新株予約権の無償割当てによるものとします（以下、割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます）。ただし、会社法その他の法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあり得るものとします。

大規模買付行為に対する対抗措置として本新株予約権の無償割当てをする場合の概要

は、（別紙 4）に記載のとおりですが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)例外事由該当者による権利行使は認められないとの行使条件、又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することができる旨を定めた場合に、例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

３．本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

(1) 本プランの導入、有効期間並びに継続、廃止及び変更等について

本プランの有効期間は、本定時株主総会において本プラン導入に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案が可決されたときから３年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。なお、当社の取締役の任期は１年であり、毎年の定時株主総会における取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、本プランの継続又は廃止に関する株主の皆様の意思を確認することが可能です。

また、当社は、当社の取締役会において、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、本プランに違反しない範囲、又は法令等及び金融商品取引所規則の改正若しくはこれらの解釈・運用の変更、若しくは税制、裁判例等の変更により合理的に必要と認められる範囲で、独立委員会の承認を得た上で、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。ただし、当社は、本プランの内容に重要な変更を行う場合には、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、変更後のプランの導入に関する承認議案を株主総会に付議するものとし、変更後のプランは、その承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られることを条件に効力を生じるものとします。

本プランの廃止、変更等が決議された場合には、当社は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 本プランに関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案について

当社は、本プランを採用するにあたって、株主の皆様の意思を適切に反映する機会を得るため、本プラン導入に関する定款変更議案及び本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議します（本プランに関する定款変更議案の概要につきましては、（別紙 5）をご参照ください）。

４．株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本プラン導入時に本プランが株主及び投資家の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。従って、本プランがその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本プランに基づき、企業価値又は株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として大規模買付行為に対する対抗措置を執ることがあるものの、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においては、保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てがなされた本新株予約権を無償取得（ただし、無償取得は、本新株予約権の行使期間の開始日の前日までに行われるものとします）する場合には、結果として当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じませんので、当社株式１株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして当社株式の売買を行った投資家の皆様は、株価の変動等により相応の損害を被る可能性があります。

なお、名義書換未了の株主の皆様に関しましては、本新株予約権の割当てを受けるためには、別途当社取締役会が決定し公告する本新株予約権の割当基準日までに、名義書換を完了していただく必要があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得の手続について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

① 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、法令等及び当社定款に従い、これを公告します。基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された基準日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です）。

なお、株主割当ての方法により本新株予約権の発行が行われる場合には、別途当社取締役会決議で定める募集新株予約権の引受けの申込みの期日までに、申込書を申込取扱場所に提出することにより、募集新株予約権の引受けの申込みをすることが必要となります（当該申込みの期日までに申込みがなされない場合には、当該株主は、本新株予約権の割当てを受ける権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります）。

これに対して、本新株予約権の無償割当てが行われる場合には、上記のような申込みの手続は不要となり、基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様は、

本新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。

② 本新株予約権の行使又は取得の手続

当社は、基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとし、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約する文言を含むことがあります）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出した上、本新株予約権１個当たり１円を払込取扱場所に払い込むことにより、１個の本新株予約権につき１株の当社普通株式が発行されることになります。ただし、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類のほか、ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります）。ただし、例外事由該当者については、前述したとおり、その有する本新株予約権が取得の対象とならない旨を定めた取得条項等が設けられることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

５．本プランの合理性について

本プランは、経済産業省及び法務省が平成 17 年５月 27 日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本プランは、上記２(2)記載のとおり、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見又は代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保･向上を目的として､導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者の予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本プランを予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適

切な開示を行います。

(3) 株主の皆様のご意思の反映

当社は、本プランの導入に関する承認議案を本定時株主総会に付議し、本プランは株主の皆様のご承認が得られることを条件にその効力が発生するものとすることで、本プラン導入についての株主の皆様のご意思を反映いたします。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記２(2)(d)記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に際しては、必要に応じて、外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得た上で検討を行います。これにより当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることになります。

(5) 独立委員会の設置

当社は、上記２(2)(e)記載のとおり、本プランの必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本プランが濫用されることを防止するために、独立委員会を設置し、当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

(6) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、上記３記載のとおり、当社の株主総会又は株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以　上

（別紙 1）

大株主の状況（平成 20 年 3 月 31 日現在）

1. 発行可能株式総数　388,350,000 株
2. 発行済株式の総数　172,406,696 株（自己株式 932,591 株を除く。）
3. 当期末株主数　17,859 名
4. 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
	千株	%
三菱商事株式会社	28,829	16.72
丸紅株式会社	26,001	15.08
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	8,206	4.76
株式会社損害保険ジャパン	7,360	4.27
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,992	3.48
あいおい損害保険株式会社	5,978	3.47
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	5,168	3.00
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー ５０５０１９	3,668	2.13
キッコーマン株式会社	2,459	1.43
大成建設株式会社	2,310	1.34

（注）出資比率は、自己株式を控除して計算しております。

（別紙 2）

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に基づく
対抗措置発動に関するフローチャート

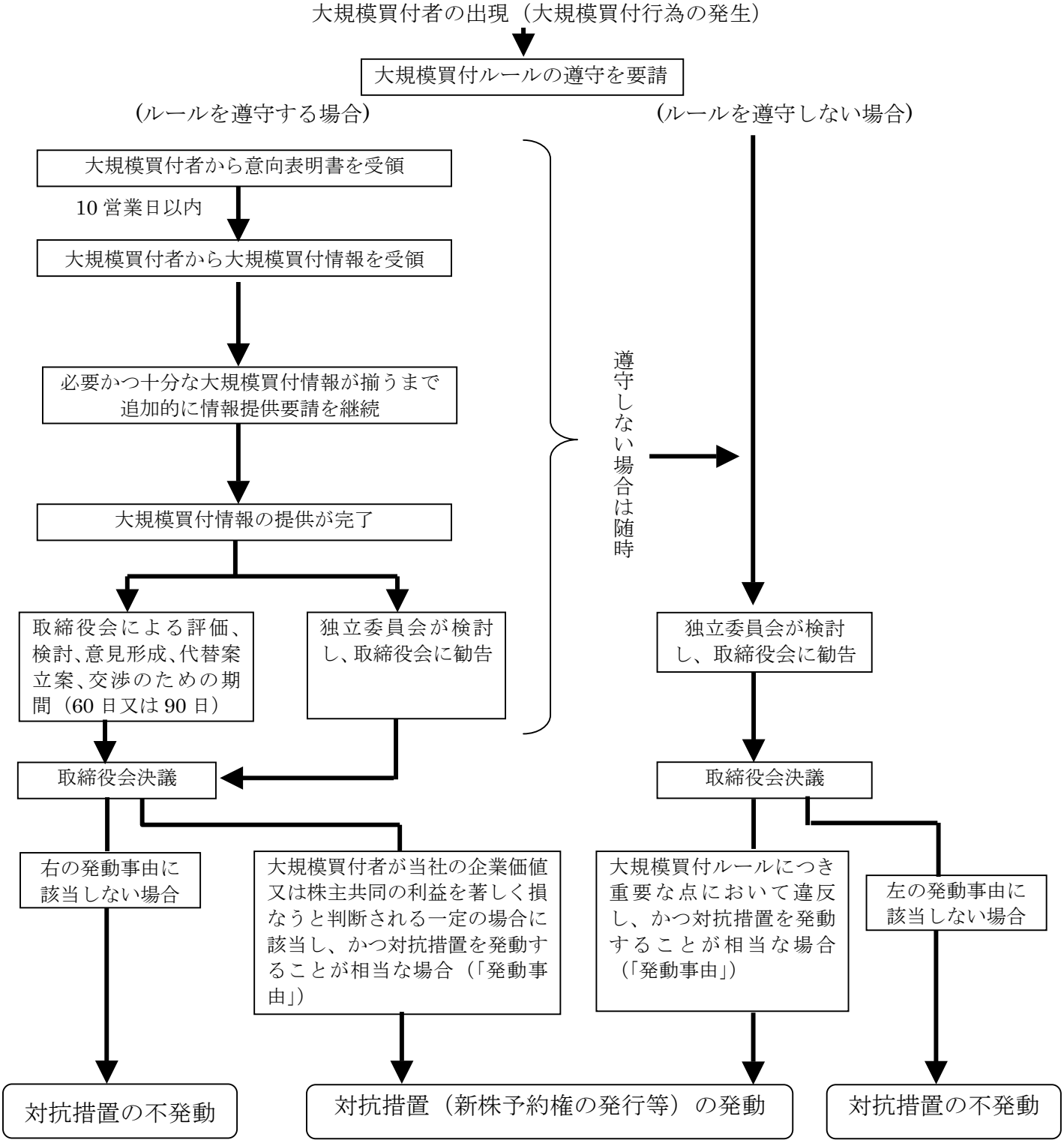

（注）本フローチャートは、本プランに関する手続の流れの概要をまとめたものです。詳細につきましては本文をご参照ください。

（別紙 3）

独立委員会委員の氏名及び略歴

南（みなみ） 光雄（みつお）（昭和 8 年 11 月 5 日生）

昭和 41 年 6 月　公認会計士登録（現在に至る）
平成 5 年 5 月　監査法人トーマツ会長
平成 13 年 6 月　当社社外監査役
平成 16 年 6 月　当社社外取締役（現在に至る）
平成 18 年 1 月　三菱 UFJ 住宅ローン保証㈱監査役（現在に至る）
平成 19 年 6 月　三菱製鋼㈱監査役（現在に至る）

南氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

松尾（まつお） 紀良（きよし）（昭和 25 年 4 月 30 日生）

昭和 51 年 4 月　弁護士登録（第一東京弁護士会所属）（現在に至る）
平成 2 年 4 月　東京簡易裁判所民事調停委員（現在に至る）
平成 13 年 4 月　第一東京弁護士会副会長
平成 15 年 6 月　当社社外監査役（現在に至る）
平成 19 年 4 月　日本弁護士連合会常務理事

松尾氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

関根（せきね） 修一郎（しゅういちろう）（昭和 17 年 7 月 2 日生）

昭和 50 年 10 月　公認会計士登録（現在に至る）
平成 17 年 5 月　監査法人トーマツ経営会議議長
平成 20 年 6 月　当社社外監査役就任予定

関根氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

以　上

（別紙 4）

新株予約権の無償割当てをする場合の概要

1. 割当対象株主

取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く）１株につき１個の割合で新株予約権の無償割当てをする。

2. 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付される当社普通株式は１株とする。

3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日

取締役会において別途定める。

4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの価額は金１円とする。

5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については、取締役会の承認を要するものとする。

6. 新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者、その共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」という）による権利行使は認められないとの行使条件を付すこともあり得る）。

7. 当社による新株予約権の取得

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反をした日その他の一定の事由が生じること又は取締役会が別に定める日が到来することのいずれかを条件として、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を取締役会において付すことがあり得る。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(a) 株主総会において大規模買付者の買収提案について普通決議による賛同が得られた場合
(b) 独立委員会の全員一致による決定があった場合
(c) その他取締役会が別途定める場合

9.　新株予約権の処分に関する協力

新株予約権の割当てを受けた例外事由該当者が当社の企業価値又は株主共同の利益に対する脅威ではなくなったと合理的に認められる場合には、当社は、独立委員会への諮問を経て、当該例外事由該当者の所有にかかる新株予約権又は新株予約権の取得対価として当該例外事由該当者に対し交付された新株予約権の処分について、買取時点における公正な価格（投機対象となることによって高騰した市場価格を排除して算定するものとする）で第三者が譲り受けることを斡旋する等、合理的な範囲内で協力するものとする。ただし、当社はこのことに関し何らの義務を負うものではない。

10.　新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、取締役会において別途定めるものとする。

（別紙 5）

定款変更議案の概要

議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 127 条柱書に定義されるものをいいます）に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 127 条第２号ロに定義されるものをいいます）の一つである「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」（以下「買収防衛策」といいます）の導入及び買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関して、株主の皆様が株主総会においてその意思を反映させることができるように、根拠規定を当社定款に設けるものであります。

また、会社法においては、取締役会設置会社は取締役会決議のみをもって新株予約権の無償割当てに関する事項を決定することが可能とされています（会社法第 278 条第３項本文）。しかしながら、当社取締役会は、買収防衛策の一環としての新株予約権無償割当てを行うにつきましては、取締役会決議のみをもって行う場合のほか、①株主総会決議により新株予約権無償割当てに関する事項を決定するか、又は、②株主総会で一定の条件を定め、当該条件に従って新株予約権無償割当てに関する事項を決定することを取締役会に委任していただくこともあり得るものと考えております。そこで、会社法第 278 条第３項但書に基づき、新株予約権の無償割当てに関する事項の決定について、取締役会決議のみをもって行う場合のほか上記①及び②の方法によることが可能となるように、根拠規定を当社定款に設けるものであります。

なお、本定款変更決議は、当社の企業価値又は株主の皆様共同の利益を著しく毀損する買収に対する対抗措置の発動等法令上取締役会が有している権限の行使を制限するものではございません。

２．変更の内容

定款第７章 買収防衛策 第 39 条として以下の規定を追加いたします。

第７章　買収防衛策

（買収防衛策の導入等）

第 39 条

1. 当会社の株主総会においては、当会社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「買収防衛策」という。）および買収防衛策所定の対抗措置の発動等に関する事項をその決議により定めることができる。
2. 当会社は、株主に対する新株予約権無償割当てに関する事項について、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定することができる。

※　本定時株主総会において当社が上記定款変更議案に記載されている定款規定以外の定款規定にかかる定款変更議案をご提案する場合、上記の条数につきましては、変動する可能性があります。

以　上